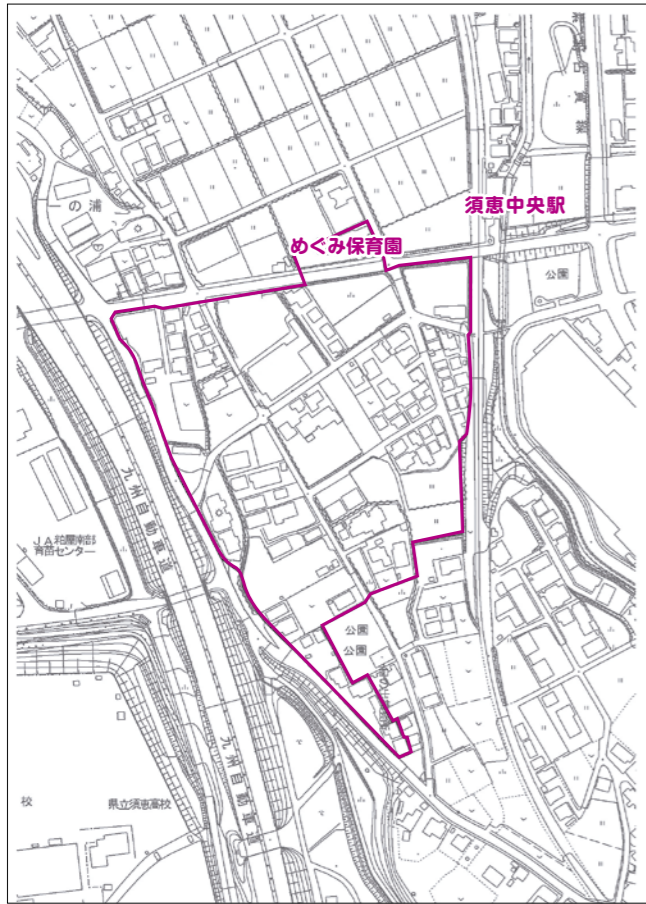
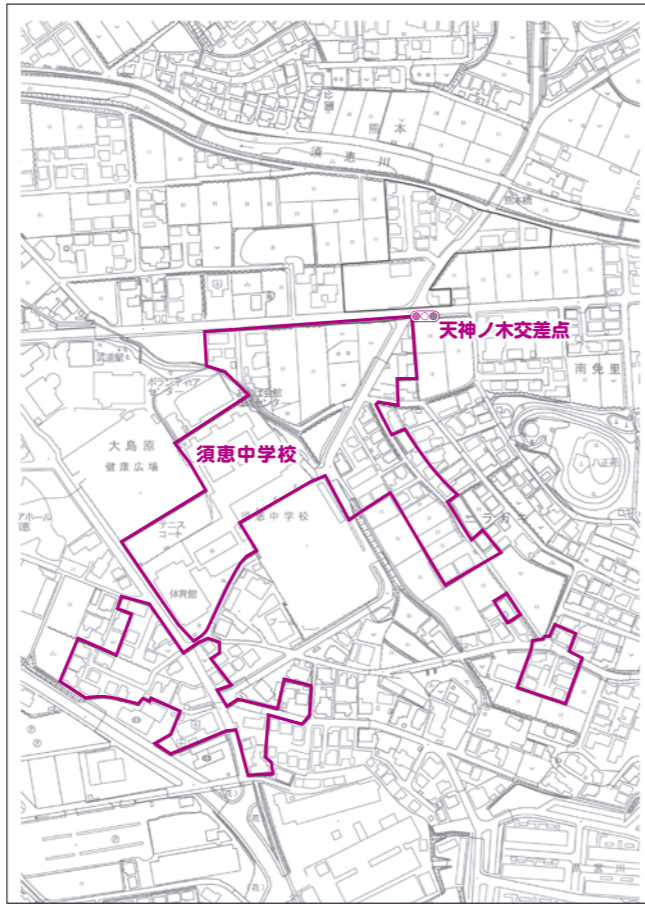


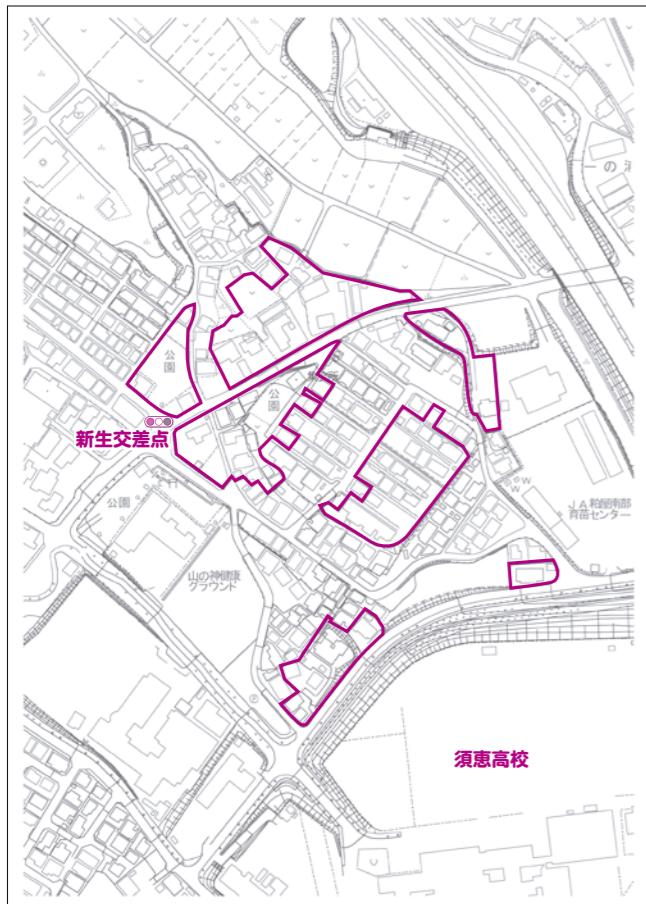
# - 下水道が供用開始される地区 -



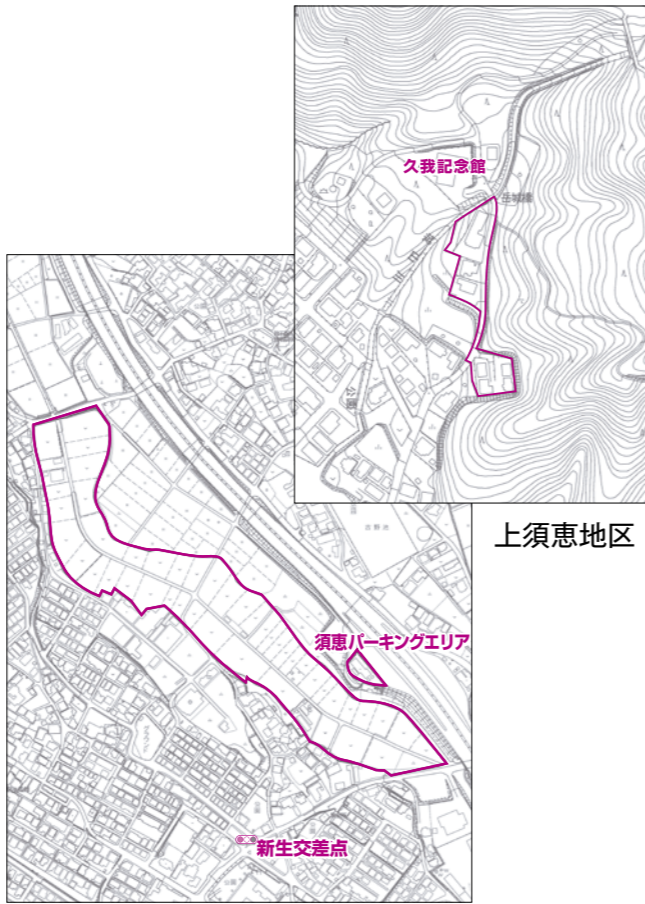
新原地区



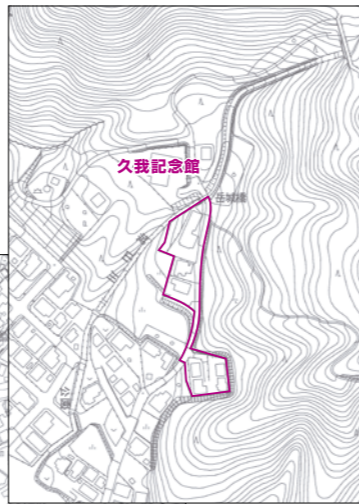
大島原・南米里地区



山の神地区



旅石赤坂地区



上須恵地区

# 6行政区で公共下水道が 供用開始されます

公共下水道事業地区について、上須恵、大島原、南米里、旅石、新原、山の神の各区の一部で新たに供用開始されます。これに伴い、4月1日から排水設備確認申請を受け付けます。

## 下水道事業の役割

炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の最後を処理するのが下水道です。下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割をはたし、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

## 事業推進のために みなさんのご協力をお願いします

多々良川流域6町（須恵町・粕屋町・志免町・宇美町・篠栗町・久山町）では、汚水をすべて多々良川浄化センター（粕屋町）で処理して多々良川に放流しています。なお、須恵町の公共下水道普及率は、平成25年3月末で約68%になる予定です。

この事業は、町民のみなさんに利用していただいているので、事業効果が発揮できます。住みよい町づくりのために、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

## 供用開始後にかかる費用は？

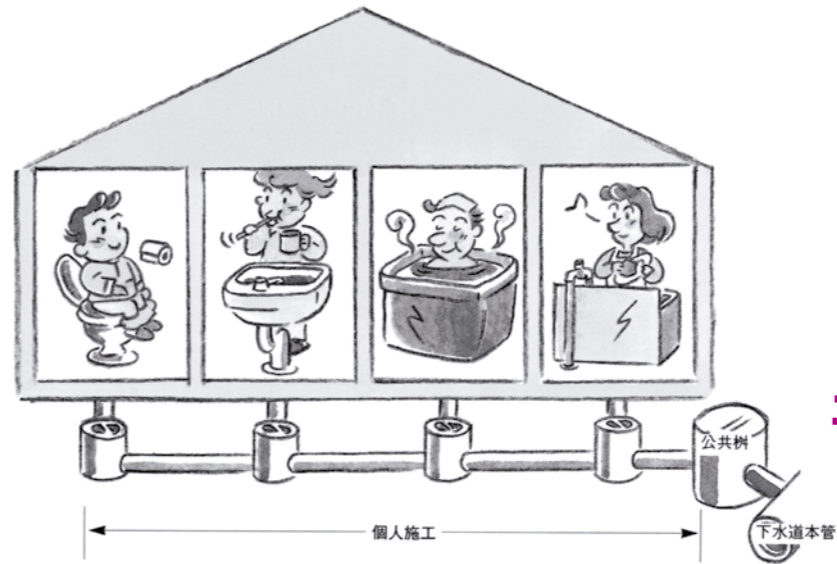
下水道事業の推進や実施にあたっては、町民のみなさんに受益者負担金やトイレの改造費など、多大の経済的負担をおかけすることになります。

町では、水洗化工事資金の融資あっせんや利子の助成、奨励金などみなさんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を準備しています。

下水道の供用開始地区のみなさんに、実際にご負担いただく費用は次のとおりです。

- ▼受益者負担金 土地の面積〇〇㎡×500円（土地の面積に応じて負担していただきます。）
- ▼排水設備工事費 水洗トイレの改造や公共樹への接続工事に係る敷地内工事など。
- ▼下水道使用料 毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。
- ▼問合せ先 上下水道課管理係  
☎932・1445（ダイヤルイン）  
☎932・1151（内線232）

## 排水設備工事例



負担金は、  
1平方メートル当り

# 500円

負担金は、土地の面積に応じて負担していただくもので、1回限りのものです。全額納付されれば、以後負担金を徴収することはありません。

## あなたの負担金の総額は？

負担金の計算方法は次のようになります。

### 土地の面積〇〇〇㎡×500円=？

【算出例】 もしあなたが200㎡（約60坪）の土地を所有しているとするば

負担総額は  
**200×500円=10万円**

となります。